



安全は 無理せず 焦らず 油断せず

2026年

6月号

No.229

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

目次

- ▶ 令和8年度 安全就業表彰団体の決定について
- ▶ 草刈作業の飛び石事故を減らすために
- ▶ 特集
令和8年度 安全適正就業強化月間について
- ▶ 安全リレー (公社)鳥取県 SC 連合
- ▶ 事故報告 速報(令和8年5月分)
- ▶ 草刈り作業安全啓発動画のご案内／ 編集後記

令和8年度 安全就業優秀・優良シルバー人材センター等表彰団体が決定しました

全シ協は、毎年度、シルバー人材センター会員の就業中(就業途上を含む)の事故の防止を目的として日常的に事故防止活動に積極的に取り組み、その成果が顕著であると認められるセンター及び都道府県連合を「安全就業優秀・優良シルバー人材センター及び連合」として表彰しています。

この度、令和8年度の表彰団体が決定いたしました。

なお、表彰式は、6月18日、全シ協定時総会において行われました。

受賞されたシルバー人材センター関係者の皆様、誠におめでとうございます。



【優秀賞】 11団体

仙台市シルバー人材センター (受賞2度目)
鶴岡市シルバー人材センター
能美市シルバー人材センター
勝山市シルバー人材センター (受賞2度目)
設楽町シルバー人材センター
幸田町シルバー人材センター

桑名市シルバー人材センター
養父市シルバー人材センター (受賞2度目)
三田市シルバー人材センター
上板町シルバー人材センター
西原町シルバー人材センター

【優良賞】 9団体

横須賀市シルバー人材センター
小田原市シルバー人材センター
上越市シルバー人材センター
あわら市シルバー人材センター
江南市シルバー人材センター

知立市シルバー人材センター
神戸市シルバー人材センター西区センター
智頭町シルバー人材センター
日向市シルバー人材センター

【連合 優秀賞】 1団体

高知県シルバー人材センター連合会

【連合 優良賞】 1団体

茨城県シルバー人材センター連合会

令和 8 年度 安全・適正就業強化月間

期間：7月1日～31日

国が実施する「全国安全週間（7月1日から7月7日まで）」に合わせて、本年度も7月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業対策の一層の推進を図ることといたしました。「安全・安心」なシルバー事業展開のため、安全対策の見直しと強化・徹底を宜しく願いいたします。

令和 8 年度 シルバー人材センター事業 安全・適正就業強化月間実施要領

1. 趣旨

我が国においては、少子高齢化が進展し、総人口は、令和8年4月1日現在、1億2,286万人と前年に比べ54万人減少となり、長期の人口減少過程に入っており、高齢者の労働力としての拡大が強く求められる中、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の重要性とシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

このような中、全国のセンターにおける令和7年度の重篤事故の件数は、前年度から8件増加し、過去5年間で最も多い44件となった。そのうち就業中の事故は35件で前年度から13件増加した一方、就業途上の事故は9件で5件の減少となった。また、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む。）は、前年度より39件少ない233件で、そのうち就業中の事故は168件で26件の減少、就業途上の事故は65件で13件の減少となっている。

就業中の重篤事故が大幅に増加し、そのうち死亡事故が過去5年間で最多の23件となるなど、極めて深刻な状況にある。特に、剪定・除草作業における墜落・転落事故が例年と同様に多数を占めており、同種の事故が繰り返されている実態は極めて憂慮すべきものである。これまでも注意喚起や周知を行ってきたところであるが、保護帽・墜落制止用器具（安全帯）の未着用による重篤事故が依然としてあとを絶たず、就業上のルールやモラルを含む安全対策の一層の徹底が求められる。一方、就業途上の事故は減少したものの、死亡事故は5件発生しており、引き続き対策が必要な状況にある。特に自転車乗車中の転倒事故や交通事故が多く見られることから、交通安全意識の向上を図る中で、特にヘルメット着用の徹底が必要である。

毎年、巡回パトロールや安全講習会等の安全対策を実施

しているにもかかわらず、事故件数は減少に至らず、むしろ増加している状況にあることから、各センターにおいては、会員及び役職員が安全就業の推進について改めて認識を共有し、事故の未然防止及び再発防止に向けた取組を一層強化することが重要である。

他方で、シルバー事業は、発足時からの理念である「自主・自立、共働・共助」を踏まえつつ、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条に規定する各種業務を展開しているが、会員の就業ニーズの多様化や地域において人手を必要とする分野の多様化、さらには近年の人手不足基調等もあり会員の就業の場は年々広がりを見せている。こうした中で、センターは、適正な形態による就業機会の提供、各種業法の遵守、適正な料金、配分金、賃金等の設定、民業圧迫への配慮など、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を徹底する必要がある。

言うまでもなく、国の補助金を受けて事業を行っている機関として、また、公益法人としての立場からも、労働法制をはじめ各種法令の遵守は当然のことであり、会員の就業に関して行政から指摘、指導を受けるような事態は直ちに解消しなければならない。

シルバー事業は、高齢者が健康で安心して「働く」ことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことを目的としており、このことから日頃から安全・適正就業に対する意識の高揚を維持していくことが肝要である。

このため、本年も7月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業について、全ての会員、役職員が、個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」なシルバー事業の展開を図ることとする。

2. 安全・適正就業強化月間

令和8年7月1日から令和8年7月31日までとする。

3. 全国統一スローガン

「声掛けは 仲間を守る いのち綱」

4. センターで取り組む事項

- (1) 安全・適正就業委員会の開催、「安全・適正就業対策基本計画」の策定及び事故の要因分析と具体的な防止策の徹底
- (2) 重篤事故につながるおそれのある就業の徹底事項

危険・有害な作業は受注しないこと。

特に、①高所作業（地上又は床面から高さ2m以上の場所で行う作業）

②チェーンソーを用いて行う伐木作業等

については、より慎重に就業の可否を判断すること。

なお、事業者が労働者を危険有害業務に就かせる際には、特別教育の実施が義務付けられているが、労働安全衛生法の改正（令和 9 年 4 月施行）により、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等についても、危険有害業務に従事する際には特別教育の受講が義務化されることとなったところである。

センターの会員が単独でこれらの作業に就く場合は同法の適用とはならないが、実際に行う作業は同じであることに鑑みれば、「墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る作業」または、「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の作業」を止むを得ず受注する場合は、労働安全衛生法に準じ、会員に対して安全又は衛生のための特別教育を確実に受講させるとともに、安全対策を徹底した上で作業に従事させることが強く推奨されること。

加えて、近年の事故発生状況を踏まえると、除草作業における斜面等の転落のおそれがある場所での作業（準備及び片付け時を含む。）のみならず、清掃作業における階段での作業についても、保護帽を着用していれば死亡事故に至らなかった可能性がある転落事故の事例が見受けられるため、墜落・転落による重篤事故を防止する観点に立ち、リスクの高い現場においては保護帽の着用を義務化することが望ましいこと。

（参照）

1.「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」

（令和7年5月 14 日付け基発 0514 第1号）

【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

【通 達】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497674.pdf>

2.特別教育を必要とする業務

「労働安全衛生法」第 59 条および「労働安全衛生規則」第 36 条

イ 作業別安全・適正就業基準に掲げる安全保護具の完全着用の徹底

墜落・転落による重篤事故の大半は、保護帽・墜落制止用器具を正しく使用していないケースであることから、脚立等を使用する作業については、可能な限りこれをなくし、地上作業又は安全な作業床を確保した上で作業を行えるよう検討すること。なお、やむを得ず樹上での作業を行う場合には、保護帽（ヘルメット）・墜落制止用器具（安全帯）等の安全保護具を確実に装着させることとし、未着装のまま就業した場合には、事故の有無にかかわらず、申し合わせに基づき就業停止等の措置を講ずるなど、安全就業の徹底を図ること。

ウ 熱中症対策の徹底

気温の高い日が続く時期に備え、会員一人ひとりに対して熱中症予防に関する啓発及び注意喚起を行うとともに、熱中症が疑われる症状が認められる会員が生じた場合には、速やかに作業を中止し、応急処置を講ずるとともに、必要に応じて救急隊を要請するなど、適切な対応を徹底すること。なお、令和7年6月の労働安全衛生規則の改正により、働く者を熱中症から保護するため、熱中症のおそれがある者を早期に把握し、適切な対策を講ずることができるよう、事業者に対して罰則付きで対策が義務付けられている。センターにおいては、センターと会員、会員と発注者との間に雇用関係がない（派遣を除く）ことから、当該規則は直接適用されるものではないが、就業する以上、その形態の如何にかかわらず熱中症のリスクが伴うことから、会員に対する熱中症対策の実施は不可欠であり、当該規則に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

エ 作業環境の改善等

令和8年4月1日より適用された「高年齢者の労働災害防止のための指針」を参考に、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めること。

オ 健康確保の推進

健康チェックや健康講話等の実施、健康診断の積極的な奨励などの健康増進策を図ること。

(3) ヒヤリ・ハット体験事例を収集するとともに、要因を分析し、適切な対策を検討し、これを周知することなどにより事故の防止を徹底すること。

(4) 損害賠償責任保険事故が多く発生し、団体保険の継続が危ぶまれることから、特に草刈作業における飛散防止対策（石が飛びにくい刈刃の使用、飛散防止ネットの設置、車両の移動等）の徹底を図ること。

(5) 就業途上における交通事故の防止

- ア 交通安全に関する講習会の実施及び交通安全対策の徹底
 - イ 事故多発エリアのロードマップ等の作成
 - ウ 徒歩、自転車及びバイクでの事故の防止の徹底
- 特に、自転車における交通ルール（自転車安全利用五則）の遵守及びサイクル安心保険への加入促進

(6) 安全就業対策の総点検の実施

- ア 就業前、就業後の安全意識等の徹底
- イ 機械器具の点検と整備の徹底
- ウ 安全保護具の点検と整備の徹底
- エ 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の重点実施
- オ 就業現場の総点検
- カ 交通安全対策の徹底

(7) 安全就業の研修及び点検

安全就業に係る事例発表を含む研修会、講習会等の実施

(8) 適正就業ガイドラインに沿った業務運営の実施

- ア 適正就業ガイドラインを活用した研修・周知（平成 28 年 9 月 13 日付け 28 全シ協発第 125 号）
- イ 請負又は委任契約の「受注リスト」による点検等について（令和 3 年 9 月 16 日付け事務連絡）
- ウ 契約書及び仕様書の作成・取交しの徹底
- エ 発注者と会員との間に指揮命令関係が生じる請負契約又は委任契約について、労働者派遣契約への切り替え若しくは職業紹介により発注者の直接雇用に移行

(9) 会員からの安全標語の募集、センター・施設・就業現場等への安全標語、垂れ幕、ノボリ等の掲示などによる会員すべての安全意識の徹底

(10) 会報等への安全意識啓発のための特集記事の掲載

(11) 会員に対して安全意識啓発及び情報の共有化を図るための資料等の配付など

(12) 月間中における「安全意識高揚の日」の設定及び安全表彰の実施

5 シルバー人材センター連合本部で取り組む事項

- (1) センターに対する上記 4 の指導・助言
- (2) 安全大会の実施及び安全表彰の実施
- (3) 安全・適正就業に関する研修会、講習会等の実施
- (4) 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の実施
- (5) センターの月間行事の実施についての指導・援助
- (6) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供



6 全国シルバー人材センター事業協会で行う事項

- (1) 安全就業優秀・優良センター、優秀・優良連合の表彰
- (2) 重篤事故、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む）及び損害賠償責任保険事故の要因分析と再発防止のフォローアップ
- (3) シルバー人材センター連合本部及びセンターに対する安全就業及び適正就業ガイドラインに沿った業務運営に係る指導・助言
- (4) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供
- (5) 安全意識の普及、啓発のための冊子（①「安全・適正就業の手引」、②「事故に学ぶ交通安全のポイント」、③「安全就業のためのチェックポイント」、④「重篤事故事例集」、⑤「シルバー世代の健康管理」）及び「安全就業ニュース」などの提供
- (6) 安全就業指導員会議の実施
- (7) ブロック協議会及びシルバー人材センター連合本部が主催する安全・適正就業研修会等への講師の派遣

7 上記 4～6 については、強化月間における実施と併せて年間計画を策定し、効果的に取り組むこと。



重篤事故

死亡又は6ヶ月以上の入院

1件

1ヶ月～6ヶ月未満の
入院及び後遺障害の事故

15件

1 重 篤 事 故

5月の重篤事故報告は1件でした。

内訳は、就業途上の事故による6ヵ月以上の入院が1件となっており、死亡事故はありませんでした。

5月までの累計で見ると、前年度同月と同数となっており、就業中・就業途上別では就業中の事故が3件、就業途上の事故が1件でこちらも同数となっています。

今月の事故の内容は、就業途上の交通事故です。就業が終わり、バイクで帰宅途中、自動車と接触し全身打撲、裂傷を負った事故です。骨折はしなかったものの、183日間入院する結果となりました。

就業が終わり、帰宅途中の交通事故ですが、交通事故は誰でも遭う可能性があります。特に自転車やバイクでの対自動車事故では、自転車やバイクを運転しているの方が大怪我につながりやすく、症状が軽い場合でも若い頃に比べると回復に時間がかかります。自分の身体能力の変化を認識し、交通ルールを守って、少しでも無理のかかる行動は控えることが事故防止につながります。

交通事故は相手方があるものであり、思いがけず発生するものです。自分だけは絶対に遭わない、大丈夫ということはありませんし、自分に非がなくても遭うケースも沢山あります。交通ルールを守り、十分に注意するようお願いします。

表1 5月報告分までの累計

※()は当月報告分

	令和8年度累計					前年度(令和7年)同月 累計				
	件数	事故の程度		性別		件数	事故の程度		性別	
		死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性
就業中	3(0)	3(0)	0(0)	3(0)	0(0)	3	1	2	3	0
就業途上	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	1	0	1	0	1
計	4(1)	3(0)	1(1)	4(1)	0(0)	4	1	3	3	1

表2 5月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
4	男性 82歳	途上 (入院)	剪定作業終了後、バイクでの帰宅途中に自動車と事故。 全身打撲、裂傷を負ったが骨折はなかった。	○	—	バイク

② 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

5月は**15件**の事故報告がありました。

内訳は、就業中の事故が10件、就業途上の事故が5件となっています。

前年度同月と比べると事故件数は2件の増加、就業中・就業途上別にみると、就業中、就業途上ともそれぞれ1件ずつの増加となっています。

事故の内容をみると、就業中では、「植木・樹木の剪定等」の事故が3件で、「墜落・転落」による事故、「飛来・落下」による事故、「激突され」による事故が各1件となっています。「激突され」の事故では、非常に残念なことに、ヘルメット未着用による事故でした。今回の事故は、幸いなことに重篤事故にはなりませんでしたが、保護帽（ヘルメット）は必ず着用するようお願いいたします。また、複数人作業中に保護帽を着用していない方が万が一いた場合、仲間の命を守るためにも、お互いに声をかけ合って、着用徹底の確認をしていただきたいと思います。

「屋内・屋外清掃作業」、「その他」は各3件で、それぞれ2件は「転倒」による事故となっています。

今月の就業途上5件は、すべて自転車に乗っているもので、「交通事故」が1件、「転倒」による事故が4件ありました。

自転車の交通事故はT字路交差点で右側から走ってきた自動車と接触して転倒した事故でした。転倒の事故には自転車に乗っていて信号待ちで自転車を停めて歩車道境界ブロックに足を乗せようとしてしまいましたが乗らずに転倒した事故もありました。自転車で行き、信号待ちをする際は、一旦必ず自転車から降りるようにしてください。

表3 令和8年度5月分の発生件数

仕事の内容			事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			5月	累計	5月	累計	5月	累計	5月	累計
就業中	植木・樹木の剪定等		3(4)	5(13)	3(4)	5(12)	0(0)	0(1)	78	78
	除草作業		1(0)	3(3)	1(0)	3(2)	0(0)	0(1)	82	77
	屋内・屋外清掃作業		3(4)	7(9)	1(0)	1(2)	2(4)	6(7)	75	77
	その他		3(1)	7(7)	3(0)	7(5)	0(1)	0(2)	78	75
	計		10(9)	22(32)	8(4)	16(21)	2(5)	6(11)	77	78
就業途上	交通手段	徒歩	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	—	78
		自転車	5(3)	6(4)	3(1)	3(2)	2(2)	3(2)	81	82
		バイク	0(1)	1(1)	0(0)	1(0)	0(1)	0(1)	—	82
		自動車	0(0)	1(1)	0(0)	0(1)	0(0)	1(0)	—	82
		計	5(4)	9(6)	3(1)	5(3)	2(3)	4(3)	81	80
合 計			15(13)	31(38)	11(5)	21(24)	4(8)	10(14)	79	79

()は令和7年度同月の発生件数

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出願います。(平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済)

※安全就業の手引(第六改訂)P109～P129掲載

※シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないよう願います。

③ シルバー派遣事業における労働災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

3月は**12件**の事故報告がありました。

3月は仕事の種類別では、「その他のサービスの職業」「機械整備・修理の職業」各1件、「運搬の職業」「清掃の職業」が各3件、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」が4件発生し、合計12件で、**前年度同月より5件の減少**となっています。また男女別では、男性は9件、女性は3件の減少となっています。累計は167件で、前年同月の158件と比べ9件の増加です。なお、3月は、1件の死亡事故が発生しています。(その他運搬・清掃・包装等の職業)

表4 令和7年度3月分

()は令和6年度同月の発生件数

仕事の分類(中分類)	中分類コード	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
		3月	累計	3月	累計	3月	累計	3月	累計
製造技術者	8	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	71
建築・土木・測量技術者	9	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	69
保健師、助産師、看護師	13	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
社会福祉の専門的職業	16	0 (1)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	3 (2)	—	71
教育の職業	19	0 (0)	5 (2)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (2)	—	73
一般事務の職業	25	0 (0)	4 (6)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (5)	—	75
出荷・受付係事務員	27	0 (1)	3 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (1)	0 (1)	—	75
商品販売の職業	32	0 (1)	4 (9)	0 (1)	2 (4)	0 (0)	2 (5)	—	76
販売類の職業	33	0 (1)	5 (2)	0 (1)	4 (2)	0 (0)	1 (0)	—	74
家庭生活支援サービスの職業	35	0 (1)	9 (9)	0 (1)	4 (3)	0 (0)	5 (6)	—	80
介護サービスの職業	36	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	78
保健医療の職業	37	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	74
生活衛生サービスの職業	38	0 (1)	2 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (2)	—	75
飲食物調理の職業	39	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	—	78
接客・給士の職業	40	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	—	73
施設・ビル等の管理の職業	41	0 (0)	8 (8)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	—	69
その他のサービスの職業	42	1 (0)	6 (4)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (3)	84	74
農業の職業	46	0 (0)	5 (3)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	0 (1)	—	71
林業の職業	47	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	76
生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接、溶断を除く)	50	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
製品製造・加工処理の職業	54	0 (2)	9 (11)	0 (1)	4 (5)	0 (1)	5 (6)	—	73
機械整備・修理の職業	60	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	67	70
自動車運転の職業	66	0 (0)	2 (6)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	0 (1)	—	74
その他の輸送の職業	68	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
建設の職業	71	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	78
運搬の職業	75	3 (1)	5 (3)	2 (1)	4 (3)	1 (0)	1 (0)	74	72
清掃の職業	76	3 (5)	21 (28)	1 (3)	9 (14)	2 (2)	12 (14)	74	74
包装の職業	77	0 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	—	76
その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	4 (2)	58 (47)	4 (2)	34 (30)	0 (0)	24 (17)	74	73
計	—	12 (17)	167 (158)	9 (11)	93 (81)	3 (6)	74 (77)	73	73

令和6年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。(令和6年4月19日付 6全シ協発第11号により通知済)

④ シルバー派遣事業における通勤災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

令和7年度は**34件**の事故報告がありました。

令和7年度は、合計34件で前年度の39件から5件の減少となりました。事故の型別では、「転倒」が前年度と同数の23件で、全体の68%を占めています。「交通事故(道路)」は7件で前年度より5件の減少、「その他」が3件となっています。男女別の内訳は男性が14件で8件の減少、女性が20件で3件の増加となっています。なお、死亡事故はありませんでした。

表5 令和7年度累計

()は令和6年度同月の累計

通勤災害	事故の型	事故数(件)	男性(件)	女性(件)	平均年齢(歳)
	転倒	23 (23)	7 (13)	16 (10)	74
	交通事故(道路)	7 (12)	5 (6)	2 (6)	74
	墜落・転落	1 (0)	0 (0)	1 (0)	73
	その他	3 (4)	2 (3)	1 (1)	76
	計	34 (39)	14 (22)	20 (17)	74

安全リレー



～ 鳥取県における安全就業の取り組みについて ～

1. 公益社団法人 鳥取県シルバー人材センター連合会の概要（令和7年度実績）

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) センター数 | 15団体（法人シルバー12拠点、小規模シルバー3拠点） |
| (2) 会員数 | 3,172人（男性：1,984人、女性1,188人） |
| (3) 粗入会率 | 1.5% |
| (4) 就業実人員 | 2,863人 |
| (5) 就業率 | 90.3% |
| (6) 就業延人員 | 249,890人日 |
| (7) 受注件数 | 23,269件（派遣を含む） |
| (8) 契約金額 | 1,321,281,666円 |

2. 事故発生状況（シルバー保険対象事故） 傷害・賠償損害事故発生件数

(1) 団体傷害保険に係る事故発生件数

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
傷害事故	就業中	27	28	25	31	23
	就業途上	1	0	0	2	0
	合計	28	28	25	33	23
	内重篤事故	0	1	0	0	0
強度率		0.09	1.93	0.05	0.09	0.82
度数率		20.72	20.47	23.05	30.14	21.66

(2) 賠償責任保険に係る事故発生件数

(件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
賠償事故	19	19	23	27	13
財物	19	19	23	27	13
身体	0	0	0	0	0

3. 安全就業対策推進事業の具体的内容

(1) 安全・適正就業推進委員会の開催

各 SC 事務局長または安全担当職員等 15 名、連合会事務局 2 名で構成し、年 3 回開催し、年度終わりに次年度の安全・適正就業推進事業基本計画、安全・適正就業対策実施計画の策定し実行している。



安全・適正就業推進委員会

また、当年度の実施状況を振り返り次年度の安全就業の徹底を図っている。

(2) 会員・センターに対する安全意識高揚のための啓発

7 月を安全就業強化月間に設定し、会員や役職員から安全就業標語の募集を行っている。また、安全就業研修会では前年度に無事故を達成したセンターを表彰し、事故防止と安全意識の高揚を図った。

(3) 安全・適正就業研修会

例年、7 月の安全就業強化月間中に県下シルバー人材センター会員と役職員を対象に安全意識の高揚と定着のための安全・適正就業研修会を開催している。令和 7 年度は外部講師による講話「刃物での飛び石事故対策について」を受講し、県内 3 センターからの「安全就業の取組」について事例発表、最後に参加者全員で「安全・適正就業宣言」を唱和し、無事故就業への誓いを新たにした。



安全・適正就業研修会

(4) 安全・適正就業推進委員会メンバーによる安全パトロール

「安全はすべてに優先する」を念頭に、就業現場の安全・適正就業対策を確認するため、安全・適正就業推進委員会メンバーによる安全パトロールを実施している。今年度も県内東中西の 3 センターでパトロール行い、草刈と剪定作業を重点に安全作業の指導をした。

(5) 安全・適正就業指導員による安全パトロール

残り12センターに対して、主に剪定・伐木作業と草刈り作業を中心に安全パトロールを実施し、休憩時間に安全就業に関する資料を作業従事の会員さんに手渡し、転落、転倒防止や飛び石防止について説明し、安全就業の意識高揚を図った。



安全・適正就業パトロール内の講習



安全・適正就業推進委員会委員の安全パトロール

(6) 安全就業講習会の開催

会員を対象に、高齢者の健康に大きく係る「嚥下障害の予防とケア」について東中西の会場で、それぞれ保健師、歯科衛生士、医師による講演と実技指導により有意義な講習会となった。



安全就業講習会

(7) 今後の課題

今後、ますます会員の高年齢化が進み、いかに安全就業が続けられるか環境整備を図らなくてはならない。各センターでは発注段階における作業内容の精査がますます重要になり、安全の確保が絶対条件となる。このため、それぞれのセンターと連携を図り、各種の講習会や研修会を開催し会員と役職員の安全意識の高揚と定着を図る。そのためには、事故の多い草刈と剪定作業現場を中心に巡回安全パトロールを行い、安全点検と指導を実施し事故防止を図る。

◆◆◆◆ 鳥取県シルバー人材センター連合会さんからの報告でした ◆◆◆◆

ご報告、誠にありがとうございました。



草刈り作業の飛び石事故を減らすために

Ⅱ 損害賠償事故の発生状況

R7年度の損害賠償事故件数はこの5年間で最も少ない3,282件でしたが、支払保険金額は残念ながら、**5億1046万円**と過去最高額の状況となりました。事故の型では、「**飛散させたもので損壊**」が**全体の半数を超え**、仕事の内容では「**除草、除草剤散布、草刈り**」が**およそ2/3**を占めており、草刈り作業における飛び石事故を減らすための、より一層の対策が求められます。

1. 全国のシルバー人材センターにおける損害賠償保険（事故件数等）

年 度	団体数	事故件数			金額（単位：円）		
		身体	財物	計	身体	財物	計
令和3年度	1,339	33	3,614	3,638	16,201,103	456,078,815	472,279,918
令和4年度	1,340	45	3,714	3,753	2,467,745	462,432,850	464,900,595
令和5年度	1,341	35	3,682	3,711	9,285,605	497,689,619	506,975,224
令和6年度	1,337	30	3,356	3,383	7,942,446	476,730,588	484,673,034
令和7年度	1,339	22	3,263	3,282	7,443,355	503,021,218	510,464,573

2. 全国のシルバー人材センターにおける損害賠償責任保険に係る型別事故件数（割合）

年 度	飛散させた物で損壊	器具用具を接触させて損壊	倒したり、ぶつけたりして損壊	落下させて損壊	その他	計
令和3年度	2,005 (55%)	777 (21%)	277 (8%)	174 (5%)	414 (11%)	3,638
令和4年度	2,054 (55%)	822 (22%)	292 (8%)	189 (5%)	396 (10%)	3,753
令和5年度	2,106 (57%)	748 (20%)	272 (7%)	174 (5%)	411 (11%)	3,711
令和6年度	1,912 (57%)	734 (21%)	230 (7%)	157 (5%)	350 (10%)	3,383
令和7年度	1,882 (57%)	713 (22%)	221 (7%)	149 (4%)	317 (10%)	3,282

3. 全国のシルバー人材センターにおける損害賠償責任保険に係る仕事の内容別事故件数（割合）

年 度	除草、除草剤散布、草刈	植木造園師	その他	計
令和3年度	2,356 (65%)	505 (14%)	777 (21%)	3,638
令和4年度	2,487 (66%)	524 (14%)	742 (20%)	3,753
令和5年度	2,542 (69%)	485 (13%)	684 (18%)	3,711
令和6年度	2,300 (68%)	452 (13%)	631 (19%)	3,383
令和7年度	2,256 (69%)	424 (13%)	602 (18%)	3,282

飛び石による事故が減りません。これまで事故を起こしたことがなくても、それがたまたまなのか、十分な対策があったからなのか、今一度振り返ってみてくださいね。



Ⅱ 飛び石事故の内容

飛び石事故の内容としては、(1)駐車中の車を破損させたもの、(2)走行中の車を破損させたもの、(3)窓ガラス等家屋を破損させたもの、(4)通行人に怪我を負わせたもの等があり、中でも(1)の発生件数が圧倒的に多い状況です。中には、**低速上下刃逆回転ハサミ式刈払機・飛散防止ネット**を使用していたにもかかわらず、飛び石により駐車されていた車の窓ガラスを破損してしまったケースもありました。飛散防止ネットや、高刈り（5 cm程度残す）も正しい方法で行わなければ、残念なことに飛び石事故が発生してしまいます。また、**車への損害事故は修理費に加え、代車のレンタカー費用もかかる場合があります、賠償額が高額になる傾向があります。**

Ⅱ 飛び石事故をゼロにするために

これまでも47都道府県連合会及び全国のシルバー人材センターにおかれましては、飛び石事故防止に向けた安全指導や講習会、研修会等を実施しているところであります。しかし、依然として事故が減少していない現状を踏まえると、これまでの取組に加え、実効性のある新たな対策を講じる必要があります。作業中の周囲確認不足や、作業者の「飛散防止ネットを使用するのは面倒」「自分は大丈夫」といった過信や油断が原因となっています。今後は、**作業当日の対策だけでなく、受注前から事故を防ぐ取組を強化することが重要です。事前の下見や現場確認において、危険が予測される場合には、作業方法の変更や必要な対策を検討するとともに、状況によっては受注を控える判断も必要です。事故発生が少ないセンターでは、センター職員が事前に現地確認し、砂利が多い場所、斜面、周囲に人や車両が多い場所など、飛散リスクが高いと判断した場合には、無理に受注しない取組を徹底しているところもあります。**

7月・8月は、草刈作業に伴う事故が特に多く発生する時期です。飛び石事故は、発生すると人身事故や物損事故など重大な結果につながる可能性があります。事故が起きてからでは取り返すことはできません。会員の皆様が安全で安心して就業できる「事故を起こさない作業環境をつくる」という視点を持ち、飛散防止対策の徹底をお願いいたします。

あいおいニッセイ同和損保様制作 草刈り作業に関する安全啓発動画のご紹介



動画「草刈り作業時の重大事故の危険性と防止対策について」

動画では、草刈り作業に潜む7つの危険ポイントについて、事例を交えながら分かりやすく紹介しています。視聴者が危険を予測しながら理解を深められる内容となっており、あわせて具体的な対策方法や作業時の心構えについても解説しています。

安全教育は繰り返しが大切です。
日頃の安全対策を見直すきっかけとして、ぜひご活用ください。



CHECK



動画はこちらのQRコード
からご覧いただけます



損害保険代理店(株)全福サービスのホームページにおいても動画をご覧いただけます
▶https://www.zenpuku.co.jp/images/kusakari_jiko.mp4

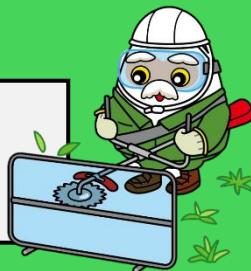
全シ協作成 安全な草刈り作業のための動画のご案内

草刈り作業をされる会員の皆さまへ

ぜひ、定期的に動画「安全な草刈り作業のために」をご視聴いただき、安全な作業方法の再確認にご活用ください。

飛び石防護ネットは必ず設置し、安全な作業を心がけましょう。

動画DVDの貸出も行っております。
希望のセンターは、全シ協 研修・支援課まで
お問合せください



動画は
こちら
のQR
コード
から
ご覧
いた
だけ
ます。
⇒



全シ協 HP に移動します

先日友人と酒を飲みながら「タオルをどのくらいの頻度で洗うか?」という話題になりました。本当にくだらなくバカバカしい話なのですが、これが結構白熱しました。毎日洗うのが当たり前という人もいれば、一回拭いただけならまだ大丈夫という人もいます。乾かして1週間使うという人もいて驚きます。因みに我が家では、妻は毎日洗う派で、私は勿論「まだ大丈夫」派で3日は平気で使っています。何の臭いもしませんし毎日清々しい気持ちで体を拭いています。お風呂上りにリビングでのんびり寛いでいると、どこからともなく妻の「くさっ!」という声が聞こえてきます。タオル掛けに干してある私のタオルが臭うらしく、指先でつまんで洗濯機に放り込んでいる姿が見えます。タオルは1度濡れると雑菌が繁殖するそうなのですが、大袈裟だな...と私は思っています。雑菌なんて空中に無限に浮遊しているのですから。タオルを毎日洗うかどうかという小さな話題でも、その人が育ってきた環境や性格、暮らし方、価値観が見えてきます。衛生面を重視している人がいる一方で、物を大切に使う気持ちや無駄を減らす意識を持っている場合もあるのかもしれません。どちらが良い、悪いということではなく、人はそれぞれ自分なりの基準を持っているのです。このようなふざけた話題でも、友人たちと討論(?)することで、相手の考えていることが見えてくると同時に、自分の考え方が凝り固まっていることにも気付くことがあります。職場でも家庭でも人間関係がうまくいく人はきっと自分の当たり前を相手に押し付けず、相手の考えを受け入れることができる人なのではないでしょうか。皆さんもっと周りの方々と会話をしてみてくださいませんか?きっと新しい発見がありますよ!(高木)